

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）  
 ）（抄）

改正案	現行
<p>（窒素酸化物総量削減計画）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 窒素酸化物総量削減計画は、地域の实情に応じて、法第十二条第一項の窒素酸化物排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（粒子状物質総量削減計画）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 粒子状物質総量削減計画は、地域の实情に応じて、法第十二条第一項の粒子状物質排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（指定自動車）</p> <p>第四条 法第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気の汚染</p>	<p>（窒素酸化物総量削減計画）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 窒素酸化物総量削減計画は、地域の实情に応じて、法第十二条第一項の特定自動車排出基準に係る施策とその他の必要な施策とを効果的に組み合わせることにより、総合的に実施されるように定めるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>（粒子状物質総量削減計画）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（指定自動車）</p> <p>第四条 法第十二条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げるとお</p>

の主要な原因となるものとして政令で定める自動車及び同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車は、次に掲げるとおりとする。

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「普通貨物自動車」という。）
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「小型貨物自動車」という。）
- 三 人の運送の用に供する乗車定員三十人以上の普通自動車であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「大型バス」という。）
- 四 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上三十人未満の普通自動車及び小型自動車であつて、第六号に掲げる自動車以外のもの（以下「マイクロバス」という。）
- 五 人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて、前二号及び次号に掲げる自動車以外のもの（以下「乗用自動車」という。）
- 六 散水自動車、霊きゆう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であつて、環境省令で定めるもの（以下「

りとする。

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であつて、第五号に掲げる自動車以外のもの（以下「普通貨物自動車」という。）
- 二 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第三条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、第五号に掲げる自動車以外のもの（以下「小型貨物自動車」という。）
- 三 人の運送の用に供する乗車定員三十人以上の普通自動車であつて、第五号に掲げる自動車以外のもの（以下「大型バス」という。）
- 四 人の運送の用に供する乗車定員十一人以上三十人未満の普通自動車及び小型自動車であつて、次号に掲げる自動車以外のもの（以下「マイクロバス」という。）
- 五 散水自動車、霊きゆう自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であつて、環境省令で定めるもの（以下「

特種自動車」という。)

(経過措置)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車<sup>が窒素酸化物排出自動車</sup>(法第十二条第一項に規定する窒素酸化物排出自動車をいう。次条第一項及び別表第二において同じ。)に該当することとなった日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日(別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査(特定期日の翌日以降に受けるものに限る。又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。)

2 前項の規定は、法第十三条第三項において準用する同条第一項の政令で定める期間について準用する。この場合において、前項及び別表第二中「窒素酸化物排出自動車」とあるのは、「粒子状物質排出自動車」と読み替えるものとする。

(対象自動車等)

第六条 法第十七条の政令で定める自動車は、窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車とする。

特種自動車」という。)

(経過措置)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める期間は、自動車<sup>が特定自動車</sup>(法第十二条第一項に規定する特定自動車をいう。次条第一項及び別表第二において同じ。)に該当することとなった日から、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日(別表第二の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる車齢に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。)以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による継続検査、臨時検査(特定期日の翌日以降に受けるものに限る。又は構造等変更検査を受ける日の前日までとする。)

(対象自動車等)

第六条 法第十七条の政令で定める自動車は、特定自動車並びに窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車であつて、第四条第三

2  
(略)

別表第二 (第五条関係)

自動車の種別	車 齢	期 日
一 普通貨物 自動車及び 乗用自動車	八年を超 えるもの	窒素酸化物排出自動車に該当することとなつた日から起算して一年間(窒素酸化物排出自動車に該当することとなつた日の前日における自動車検査証の有効期間の残余期間が一年を超える自動車にあつては、二年間)の末日に当たる日
	八年以下 のもの	初度登録日(自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ)から起算して九年間の末日(窒素酸化物排出自動車に該当することとなつた日以降当該九年間の末日の前日までの間に自動車検査証に記入された有効期間の間

2  
(略)

別表第二 (第五条関係)

自動車の種別	車 齢	期 日
一 普通貨物 自動車	八年を超 えるもの	特定自動車に該当することとなつた日から起算して一年間の末日に当たる日
	八年以下 のもの	初度登録日(自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ)から起算して九年間の末日に当たる日

号から第五号までに掲げる自動車以外のものとする。

四 マイクロバス及び特種自動車)	九年を超えるもの	十一年以下のもの	十一年を超えるもの	七年以上のものを	七年以上のものを	満了日が到来しない自動車にあつては、窒素酸化物排出自動車に該当することとなつた日から起算して二年間の末日( )に当たる日
						窒素酸化物排出自動車に該当することとなつた日から起算して一年間の末日に当たる日

四 マイクロバス及び特種自動車)	九年を超えるもの	十一年以下のもの	十一年を超えるもの	七年以上のものを	七年以上のものを	特定自動車に該当することとなつた日から起算して一年間の末日に当たる日
						特定自動車に該当することとなつた日から起算して一年間の末日に当たる日

五 特種自動車のうちその構造又は装置及び使用の実態が特殊なものとして環境大臣が定めるもの	特種自動	初度登録日から起算して特種自動車の種	九年以下 の もの	五の項に該当するものを除く。）
		初度登録日から起算して特種自動車の種	初度登録日から起算して十年間の末日（窒素酸化物排出自動車に該当することとなつた日以降当該十年間の末日の前日まで）の間に自動車検査証に記入された有効期間の満了日が到来しない自動車にあっては、窒素酸化物排出自動車に該当することとなつた日から起算して二年間の末日（に当たる日	の前日における自動車検査証の有効期間の残余期間が一年を超える自動車にあっては、二年間）の末日に当たる日

五 特種自動車のうちその構造又は装置及び使用の実態が特殊なものとして環境大臣が定めるもの	特種自動	初度登録日から起算して特種自動車の種	九年以下 の もの	五の項に該当するものを除く。）
		初度登録日から起算して特種自動車の種	初度登録日から起算して十年間の末日（特定自動車に該当することとなつた日以降当該十年間の末日の前日まで）の間に自動車検査証に記入された有効期間の満了日が到来しない自動車にあっては、特定自動車に該当することとなつた日から起算して二年間の末日（に当たる日	検査証の有効期間の残余期間が一年を超える自動車にあっては、二年間）の末日に当たる日

	車の種別 ごとに環 境大臣が 定める年 数以下の もの
別ごとに環境大臣が定める期間の末日に 当たる日	
	車の種別 ごとに環 境大臣が 定める年 数以下の もの
別ごとに環境大臣が定める期間の末日に 当たる日	